

よくある質問

Q1 どんな農地でも、借り受けてもらえるのですか？

A 農地中間管理機構では、市街化区域を除く地域の農地が借り受けの対象となっています。なお、機構が借り受ける農地の基準は、次のとおりです。

- ①地域の農地の集積・集約化が進むこと
- ②再生不能と判定された荒廃農地でないこと
- ③形状等から利用が著しく困難な農地でないこと
- ④貸し付け可能性が著しく低い農地でないこと
- ⑤賃料が適切と判断されること

Q2 機構が借り受けた農地の貸付先は、どのようにして決めるのですか？

A 地域ごとに作成されている「人・農地プラン」を踏まえ、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるように貸し付けることとしており、各市町村が作成した農地の配分案に基づき知事の認可を受け貸し付けます。

Q3 農地の賃料は、いつ頃、徴収したり、支払われたりしますか？

A 機構が借り受け、貸し付けた農地の賃料は、11月に徴収・支払することとしています。具体的には、

- ① 担い手からの賃料の徴収は11月10日に、②出し手への賃料の支払は11月30日に行います。※11月10日及び11月30日が休日の場合は、徴収は金融機関の翌営業日、支払は金融機関の前営業日となります。

なお、相続等で金融口座を変更された場合は、口座変更届の提出をお願いします。

Q4 機構に農地を貸し付けた場合、土地改良区の賦課金の負担者はどうなるのでしょうか？

A 土地改良区の賦課金は、農地の所有者もしくは耕作者のいずれかに負担していただくこととなります。機構と農地の賃貸契約にあたっては、賦課金の負担者(所有者か耕作者)を明確にさせていただくこととしています。わからない点は、お気軽にご相談ください。

Q5 基盤整備事業計画途中・実施途中の場合も、機構に貸し付けることはできますか？

A 基盤整備計画段階・実施段階の場合でも、機構を活用することができます。あらかじめご相談ください。